注1　括弧内には、スマートフォンに係る数を記載すること。 2　「発売した移動端末設備の種別数」の項には、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話に係る移動端末設備の種類の数を記載すること。 3　「ＳＩＭロックを設定する種別の移動端末設備の販売台数」及び「ＳＩＭロックを解除した数」の項には、当該移動端末設備の販売に際した移動電気通信役務の提供に関する契約の有無にかかわらず、携帯電話に係る移動端末設備について記載すること。 4～7　［略］ 8　注6及び注7に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。 9　［略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	注1　「発売した移動端末設備の種別数」の項については、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話及び携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス（ＰＨＳに係るものを除く。）に係る移動端末設備の種類の数を記載すること。 ［新設］ ［新設］ 2～5　［同左］ 6　注4及び注5に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。 7　［同左］

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第十条及び様式第二十の規定は、報告期限が令和二年一月一日以降である報告から適用する。

○総務省・文部科学省令第二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令（平成十五年文部科学省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（対応する収益の獲得が予定されない承継資産） **第二条の三**　文部科学大臣は、機構が承継する棚卸資産、前払金及び前払費用（以下この条において「棚卸資産等」という。）について当該棚卸資産等から生ずる費用に相当する額（次項において「費用相当額」という。）に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その承継までの間に限り、当該棚卸資産等を指定することができる。 2　前項の指定を受けた棚卸資産等に係る費用相当額については、費用は計上せず、費用相当額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（対応する収益の獲得が予定されない承継資産に係る特例）

第二条　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の成立の際、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第十一条第三項及び第五項の規定により国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構に出資されたものとされる資産のうち棚卸資産、前払金及び前払費用については、この省令による改正後の国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の会計の原則及び短期借入金の認可の申請手続等に関する省令第二条の三第一項の指定を受けたものとみなす。

○法務省令第五十四号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十六条第二項、第四百四十一条第二項及び第四百四十四条第四項の規定に基づき、会社計算規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

法務大臣　三好　雅子